

理由

共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。